

議案第 9 1 号

瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

教育長の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正
する条例

(瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和 3 2 年
条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 9 7 . 5」を「1 0 0 分の 2 0
2 . 5」に改める。

(瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例等の一
部を改正する条例による改正前の瑞穂町教育委員会教育長の給与
及び旅費等に関する条例の一部改正)

第 2 条 瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例等
の一部を改正する条例（平成 2 7 年条例第 5 号）附則第 2 項の規
定によりなおその効力を有するものとされる同条例第 1 条の規定

による改正前の瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（附則第3項において「旧教育長の給与及び旅費等に関する条例」という。）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
（平成29年3月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成29年3月に支給する期末手当については、第1条の規定による改正後の第3条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の35」とする。
- 3 平成29年3月に支給する期末手当については、第2条の規定による改正後の旧教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の35」とする。